

石川町教育委員会の点検・評価報告書
(平成27年度施策・事業)

平成28年8月
石川町教育委員会

目次

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| I | 教育委員会の点検・評価制度について | 1 |
| II | 点検・評価の実施経過及び予定 | 2 |
| III | 点検評価項目 | 3 |
| IV | 評価委員会からいただいた主な意見 | 4 |
| V | 点検・評価結果 | 7 |
| 1 | 点検・評価表 【別冊】 | 7 |
| 2 | 点検・評価表の見方 | 7 |
| VI | 資料 | |
| | 石川町教育委員会評価委員会設置要綱 | 8 |
| | 関係法令 | 9 |
| | 評価委員会委員名簿 | 10 |
| | 平成27年度石川町教育委員会の点検・評価について「ご意見をお寄せください」 | 11 |

I 教育委員会の点検・評価制度について

1. 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

2. 目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

3. 点検・評価の方法

- ①教育方針に掲げた施策体系を基に、教育委員会事務局各係等の懸案事項など、主要な施策・事業（平成27年度は重点施策のうちから14項目）を抽出整理し、点検・評価項目とする。
- ②事業実施担当係等において、施策・事業の目標に対し、可能な限りの定量評価を実施し、点検・評価表を整理する。
- ③点検・評価表を基に学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検評価を行う。
- ④教育委員会は、点検・評価の結果をまとめ、報告書を議会に提出する。
- ⑤評価結果は、町の「ホームページ」及び閲覧等により公表する。

4. 点検評価の流れ

点検評価を実施するに当たり、次のPDCAサイクルを繰り返すことにより、継続的な事業改善を行っていく。

Plan（立案）：教育行政に関する各種計画の策定

Do（実行）：計画に基づいた業務の遂行

Check（評価）：点検・評価の実施

Action（改善）：議会への報告・町民への公表 → 改善・見直しの検討

Ⅱ 点検・評価の実施経過及び予定

| 年 月 | 会 議 等 | 内 容 |
|--------------|----------------|--------------------------------|
| 28年 6月～7月 | 作業 | 点検・評価表の作成作業 |
| 28年 8月 | 評価委員会 | 「27年度点検・評価」評価作業並びに報告書作成 |
| 28年 9月 | 教育委員会 議会へ報告 | 教育委員会点検・評価について協議 町議会へ報告書の提出 |
| 28年10月 | 公表 | |
| 29年 2月 | 教育委員会 | 次年度以降に生かす評価の改善点明確化 |

※公表

評価結果は、各自治センターでの閲覧及び町ホームページ等により公表する。

Ⅲ 点検・評価項目

| No. | 項 目 | 担 当 係 |
|-----|--|---------|
| 1 | 教育委員会会議の実施状況 | 総務係 |
| 2 | 教育委員の活動状況 | 同 |
| 3 | 学校統合の推進 | 同 |
| 4 | 施設設備・学習環境の整備充実 | 同 |
| 5 | 教師の指導力の向上と確かな学力の育成 (1) 学力向上推進事業の推進 | 学校教育係 |
| 6 | 教師の指導力の向上と確かな学力の育成 (2) 「いしかわ交流・連携」の推進 | 同 |
| 7 | 情報化教育と国際理解教育の推進 電子黒板等 I C T 機器の活用と英語教育の推進 | 同 |
| 8 | 青少年活動の推進 放課後児童対策事業(放課後子ども教室) | 生涯学習係 |
| 9 | 生涯学習機会の充実、社会教育の充実 生涯学習（各自治センター）への支援 公民館事業の支援 | 同 |
| 10 | 公民館図書室利用の促進 | 同 |
| 11 | 文化財の保護・活用と愛護思想の高揚 文化財普及活動（埋蔵文化財出前体験学習事業） | 文化振興係 |
| 12 | スポーツの振興 | 体育振興係 |
| 13 | 社会体育施設の整備 | 同 |
| 14 | 鉱物、歴史民俗資料の公開、教育普及活動、調査研究の推進 | 歴史民俗資料館 |

IV 評価委員会からいただいた主な意見

総務領域

1 教育委員会会議の実施状況

- ① 定期的に委員会が開催され委員間の情報共有が出来ることは大変良いことなので、今後も継続してもらいたい。なお、委員会の会議内容をもっと町民に公開する方法を考えて欲しい。

2 教育委員の活動状況

- ① 視察研修及び、学校行事への参加等積極的に取り組んでいることは大変素晴らしいことであり、今後も自己研鑽を含め続けて欲しい。
- ② 石川小学校開校式、落成式等があり、学校訪問が日程的に減ってしまったとのことであったが、他の研修会、各行事等の参加は積極的に行われていたので、良かったと思う。

3 学校統合の推進

- ① 統合に向け紆余曲折あったが、統合できて良かったと思います。今後は、児童の学力向上のために取り組みを強化して欲しい。
- ② 小中学校共にスムーズに統合が行われ安心した。
小学校新校舎への引越し等も特に問題もなく良好であったと思う。関係者の協力があってこそその結果である。
- ③ 小学校、中学校共に統合がなされ、子供達はより大きな“群れ”の中での学習活動となっている。特に複式学級であった子供達はどの様に過ごしているか検証してほしい。

4 施設設備・学習環境の整備充実

- ① 耐震及び各種設備機器メンテナンスに対し、計画的に行われていることは児童の安全安心に繋がり大変良いことだと思います。
- ② 学校施設の修繕・工事等速やかに整備が実施され、子どもたちが安心して学べる環境が整ってきていることは、とても良いことだと思う。石川小の子どもたちが残りの工事のため外遊び、活動等が制限されているとのこと。ストレス軽減のため、グラウンドの整備を早急に進めて欲しいと思った。

学校教育領域

5 教師の指導力の向上と確かな学力の育成

(1) 学力向上推進事業の推進

- ① 昨年度より研修会の開催が倍になり学力向上へ努力していることは素晴らしいことです。今後も学校とPTAが協力して学力向上に努めてほしい。また、各学校間の情報共有及びスキルアップに努めて欲しい。学力向上の目標点をわかりやすく説明して欲しい。
- ② 町内外から石川町教育ゼミナール（教員研修会）への関心が高まり、年々研修参加の教師が増加している。町からの発信を多くし、質の向上につながれば良いと思う。

6 教師の指導力の向上と確かな学力の育成

(2) 「いしかわ交流・連携」の推進

- ① いしかわ交流・連携事業は、中1ギャップをなくすためにも大変有意義な事業で、今後も続けて欲しい。また、キャリア教育は子どもの頃から目標を持たせるために大変効果があるので続けて欲しい。
- ② フライデーコネクションの実施等、他校の児童のふれあいは重要である。定期的に継続して実施できたらいいと思う。
不登校の子どもたちへの働きかけを今まで以上に各関係者で密にし、支援等を行えたら良いと思う。

7 情報化教育と国際理解教育の推進

電子黒板等ICT機器の活用と英語教育の推進

- ① 今後ICTによる授業は益々増えてくるので、先生方の情報リテラシーを伸ばす研修が必要である。また、教育クラウドによるセキュリティーの対策も考えなければならないと思います。
- ② 今年度より町内小学校6年生全員で一泊二日の「英国文化体験教室」を実施するようになった。他校の子ども同士の交流、非日常的な時間を共有できたことは素晴らしいと感じた。保護者からの評判も良かった。
- ③ 今後の社会は、英語が重要になってくると予想されるので、石川の子供達が少しでも遅れる事がないように、先生方には頑張ってもらいたいと考えます。

生涯学習領域

8 青少年活動の推進

放課後児童対策事業（放課後子ども教室）

- ① 時間が一時間は短いと思います。家庭環境も年々変化しているので、課題は多いと思いますが、時間延長も考慮してはどうでしょうか。
- ② 参加率が8割を超えているという事は、関係者の努力の賜物だと思います。今後も子ども達がより多く参加し、より多くの体験が出来るようにして頂ければと思います。
- ③ 子ども教室の時間延長を望む声を良く聞くので、早急な対応が望ましい。

9 生涯学習機会の充実、社会教育の充実

生涯学習（自治センター）への支援

公民館事業の推進

- ① 各自治センターで抱えている問題等を解決することは非常に難しいと思います。現在行っている事業はとても良いと思います。一部の決まった参加者だけでなく、地域の人が進んで参加できるような事業を地域の人と考える機会があるといいですね。
- ② 各自治センターで行われている各種教室等を他地区の人々に広報、参加できる様にしてはどうかと思う。
- ③ 生涯学習は、各自治センターの担当者等で温度差があり活動量に差があると聞くので、対策が必要だと思う。

1 0 公民館図書室利用の促進

- ① 図書数も増加し、子ども図書事業のように小さい頃から本に触れ合う機会があるのは、とてもいいと思います。
- ② マスメディアの発達に伴い活字離れが進んでいる現在、幼児の頃から本を読む機会を設けることは大切であると共に、図書室の利用促進につながると思う。

文化振興領域

1 1 文化財の保護・活用と愛護思想の高揚

文化財普及活動（埋蔵文化財出前体験学習事業）

- ① 石川には多くの文化財があるのに、知らない町民が多いのではないかと。出前授業や史跡見学等の事業を通して、子供から大人までの町民がもっと文化財について目を向ける機会が増えるといいと思います。
- ② 郷土歴史の教育として大切な事業であり、今後もより内容を精査して継続して欲しい。

体育振興領域

1 2 スポーツの振興

- ① スポーツ少年団の解散等により、スポーツ離れが加速しない様、さくらロードレース大会のように、町内の小学校中学校の児童生徒が参加できるようなスポーツ大会等が多くあったら良いと思います。
- ② 各地区のスポーツ大会等を利用して、ニュースポーツの紹介やスポーツテスト等を実施し、もっと町民にスポーツに関心を持たせて欲しい。
- ③ まだまだ、一部の限られた人だけが参加している気がする。

1 3 社会体育施設の整備

- ① 老朽化が進む施設の維持管理は予算もかかるので厳しいと思いますが、無くてはならない施設ばかりですので、今後も維持管理に努めて頂きたいと思います。
- ② 小中学校の授業等で利用の施設もあり、今後も施設利用に支障がないよう考慮し、整備して欲しい

歴史民俗資料館

1 4 鉱物、歴史民俗資料の公開、教育普及活動、調査研究の推進

- ① 町民がもっと石川の鉱物や歴史について知るべきではないでしょうか。
地元の良さを知らずにいることはもったいないことです。方法は現状の他にいろいろあるはずで、町の発展にもつながると思うので、今後の普及活動に期待しています。
- ② より多くの町民が、郷土の歴史や鉱物のすばらしさを認識出来るような取り組みが必要ではないか。

V 点検・評価結果

1 点検・評価表

点検・評価表は、巻末に添付。

2 点検・評価表の見方

① 分野

平成27年度石川町教育委員会重点施策に掲げられた体系を基に、該当する施策の体系の大分類を記載します。

② 担当係

平成27年度の担当係や歴史民俗資料館等を記載します。

③ 「1. 点検・評価項目」

重点施策、事業計画等に掲げた施策体系を基に、教育委員会事務局各係の主要な事業を抽出整理します。

④ 「2. 事業の目的と概要」

点検・評価項目が目指す目標を、その必要性和意図・ねらいなどを記載するに併せて、事業の内容について記載します。

また、当初に計画した数値目標等があれば、記載します。

⑤ 「3. 平成27年度の事業実施状況」

事業の実施状況を記載します。

また、実施年度の経費に係る決算額を記載します。

⑥ 「4. 前年度 平成26年度の状況」

前年度に同事業を実施していれば、その内容及び決算額を記載します。

⑦ 「5. 事業の効果」

平成27年度事業を実施した結果、現れた効果を目的と照らし、評価します。

⑧ 「6. 課題と改善」

評価委員会委員の意見を参考に、今後の課題や見直し点などについて記載するとともに、その改善の必要性、方向性を記載します。

VI 資料

石川町教育委員会評価委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、同条第1項の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、石川町教育委員会評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員は、石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ点検及び評価を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 評価委員会は、評価委員7人以内で組織する。

- 2 評価委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から2年とする。ただし、補欠の評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評価委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 評価委員会に評価委員長を置き、評価委員の互選によってこれを定める。

- 2 評価委員長は、会務を総理する。
- 3 評価委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する評価委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育課総務係において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(関係法令)

地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

(事務の委任等)

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定に関わらず、次の事務を教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
 - 3 教育長は、教育委員会規則で定めることにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
 - 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等)

- 第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項に規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

石川町教育委員会評価委員会委員

| 氏 名 | 職 名 | 経歴等 |
|---------------------------------------|-------|--------------|
| <small>こんない みつよし</small> 近内 光慶 | 委 員 長 | 元教育委員 |
| <small>すずき やすこ</small> 鈴木 泰子 | 委 員 | 元石川中P T A役員 |
| <small>ごう み え こ</small> 郷 美枝子 | 委 員 | 元沢田小中P T A役員 |
| <small>ゆざわ ゆうこ</small> 湯澤 祐子 | 委 員 | 元石川小P T A役員 |
| <small>あ ず ば た の り お</small> 小豆畑則雄 | 委 員 | 元山形小P T A役員 |
| <small>ほし</small> 星 いづみ | 委 員 | 商工会女性部 |

平成27年度石川町教育委員会の点検・評価について
「ご意見をお寄せください。」

お寄せいただいた御意見につきましては、今後の施策・事業等の推進に当たっての参考にさせていただきます。

定められた書式は、ありません。

(参考書式)

点検評価項目 () について

※ ご住所

※ お名前

※ご住所、お名前があれば、教育委員会の考えを「回答」できる場合もございます。

御意見は、いずれかの方法でお寄せください。

(FAX) 0247-26-1638

(郵便) 〒963-7893 石川町字長久保185-4 石川町教育委員会 宛